

市内医療機関の皆様へ

横浜市保健所長 田畑 和夫

「コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた対応について」

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱については、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る協力依頼対応について」（令和元年 8 月 22 日付健感発 0822 第 6 号健康局結核感染症課長通知）等に基づき、「到着 21 日前までに、コンゴ民主共和国北キブ州またはイツリ州に渡航又は滞在していた場合」は、接触歴ありとみなして、21 日間の健康監視を行っていたところです。

今般、世界保健機関（WHO）による、同国北キブ州等におけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、別添「コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた対応について」（令和 2 年 6 月 29 日付健感発 0629 第 1 号健康局結核感染課長、薬生食検発 0629 第 5 号医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知）のとおり、6 月 29 日より同国に係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめることとし、現在、同国から入国・帰国された方に対して行っている健康監視について終了とするとの通知がありました。

つきましては、本通知についてご確認くださいませようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・「コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた対応について」（令和 2 年 6 月 29 日付健感発 0629 第 3 号厚生労働省健康局結核感染課長通知）
- ・「コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた対応について」（令和 2 年 6 月 29 日付健感発 0629 第 1 号厚生労働省健康局結核感染課長、薬生食検発 0629 第 5 号医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知）

担当：横浜市健康福祉局健康安全課

健康危機管理担当（電話 671-2463）

健感発 0629 第 3 号
令和 2 年 6 月 29 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた対応について

コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱については、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る協力依頼について」（令和元年 8 月 22 日付け健感発 0822 第 6 号健康局結核感染課長通知）等において協力を依頼しているところです。

今般、世界保健機関（WHO）による、同国北キブ州等におけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、別添「コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた対応について」（令和 2 年 6 月 29 日付け健感発 0629 第 1 号健康局結核感染課長、薬生食検発 0629 第 5 号医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知）のとおり、本日より同国に係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめることとしました。つきましては、到着前 21 日以内に同国北キブ州又はイツリ州に渡航又は滞在していたことのみをもって健康監視対象とする対応を取りやめることとし、現在、同国から入国・帰国された方に対して行っている健康監視につきましては、本通知を持って終了としますので、よろしくお願いいたします。

貴職におかれましては本件を御了知の上、管内の医療機関に対して、情報共有いただきますようお願いいたします。

なお、同国赤道州においては、現在もエボラ出血熱が発生していますが、現時点では「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」には該当しないと判断されていることを申し添えます。

別添: コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた対応について（令和 2 年 6 月 29 日付け健感発 0629 第 1 号健康局結核感染課長、薬生食検発 0629 第 5 号医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知）

健感発 0629 第 1 号
薬生食検発 0629 第 5 号
令和 2 年 6 月 29 日

各 検 疫 所 長 殿

健 康 局 結 核 感 染 症 課 長
(公 印 省 略)
医 薬 ・ 生 活 衛 生 局 生 活 衛 生 ・ 食 品 安 全 企 画 課
検 疫 所 業 務 管 理 室 長
(公 印 省 略)

コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた対応について

コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱については、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について」（令和元年7月18日付健感発 0718 第1号健康局結核感染症課長、薬生食検発 0718 第1号医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知。令和元年8月22日一部改正）等に基づき、御対応いただいているところです。

今般、世界保健機関（WHO）による、コンゴ民主共和国北キブ州等におけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、上記通知を廃止することとし、同国から入国・帰国された方について、上記通知の（1）アに該当するとみなして行っている健康監視につきましては、本通知の発出をもって終了することとしますので、よろしくお願いいたします。

なお、同国赤道州においては、「エボラ出血熱に係る注意喚起について」（令和2年6月3日付け事務連絡）でお知らせしたとおり、現在もエボラ出血熱が発生していますので、各検疫所におかれましては、この旨を記載したポスター等（別添1、2）を掲示すること等により、

- ・コンゴ民主共和国への渡航者に対し、エボラ出血熱の発生及び流行の状況並びに必要な事項等について、情報提供すること
- ・コンゴ民主共和国に渡航又は滞在したことがある者に対して、入国の際に、検疫官への自己申告を促すこと

について、引き続き御対応いただくようお願いいたします。

また、別途、出入国在留管理庁に対しても同趣旨の通知を発出していることを申し添えます。

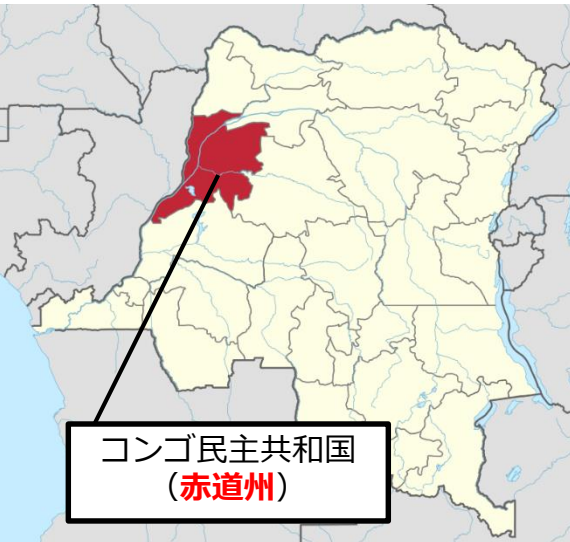
コンゴ民主共和国赤道州で
エボラ出血熱が発生しています！

コンゴ民主共和国

に、渡航される方は、
エボラ出血熱の流行地域に
近づかないでください！

!

感染した人の血液や体液、これらに汚染された可能性のあるもの、動物（死体を含む）に触らないでください。



別添1 コンゴ
民主共和国

【海外安全情報】

危険度のレベル3：渡航はやめてください。(渡航中止勧告)

健康監視 について

海外で病原体に感染する可能性があった方を対象に、一定期間、健康状態の確認を行います

※毎日2回(朝、夕)体温を測り、検疫所へ健康状態について報告を求めるものです。

エボラ出血熱 は、ウイルスに感染した動物やヒトに接触することにより感染し、死亡率の高い(25～90%) 病気です。エボラ出血熱に対する確立された治療法やワクチンは今のところありません。潜伏期間は、2～21日(通常は7日程度)で突然の発熱、疲労感、筋肉痛、頭痛、咽頭(のど)痛で発症します。それらに引き続き、おう吐、下痢、腎機能や肝機能の低下がみられ、進行すると全身に出血傾向がみられる場合もあります。

※ 現地でエボラ出血熱患者などに接触した方は、**帰国時に検疫官に自己申告してください。**



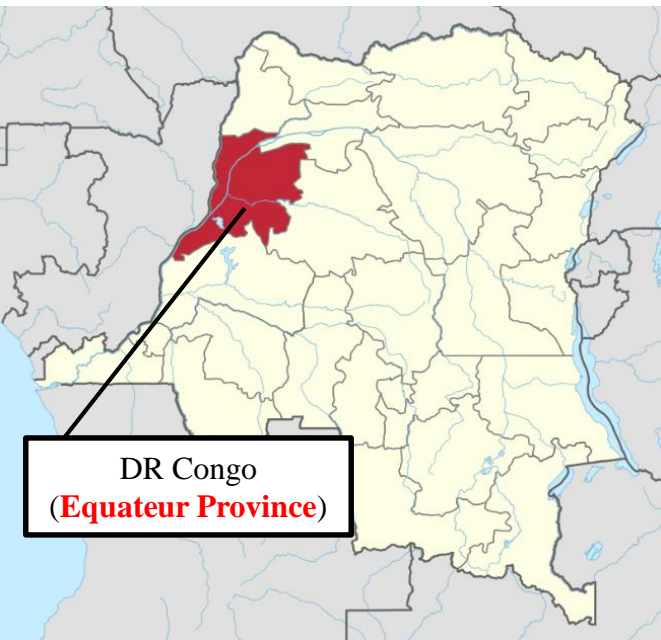
厚生労働省 検疫所

There has been **an outbreak of Ebola virus disease** in
Equateur Provinces of
the Democratic Republic of the Congo.

If you travel to
Democratic Republic of the Congo,
do not go near the areas
where Ebola hemorrhagic fever is epidemic.



No treatments nor vaccine for Ebola virus disease has been established to date. It is therefore important to not go near areas where it is epidemic. Do not touch the blood or other body fluids of infected people, **objects that might have been contaminated with body fluids from a infected person, or living or dead animals (including carcass).**



Ebola hemorrhagic fever is a disease with a high mortality rate (25% to 90%). Infection is by contact with humans or animals that are infected with the virus.

The latency period is 2 to 21 days, typically about 7 days and symptoms include fever, fatigue, muscle pain, headache, and throat pain, which can develop suddenly. These are followed by vomiting, diarrhea, and decreased kidney and liver function, sometimes progressing to bleeding from the entire body.

➤ **If you have come into contact with, for example, someone with Ebola hemorrhagic fever** in one of those places, be sure to declare this to a **quarantine official on returning to Japan.**



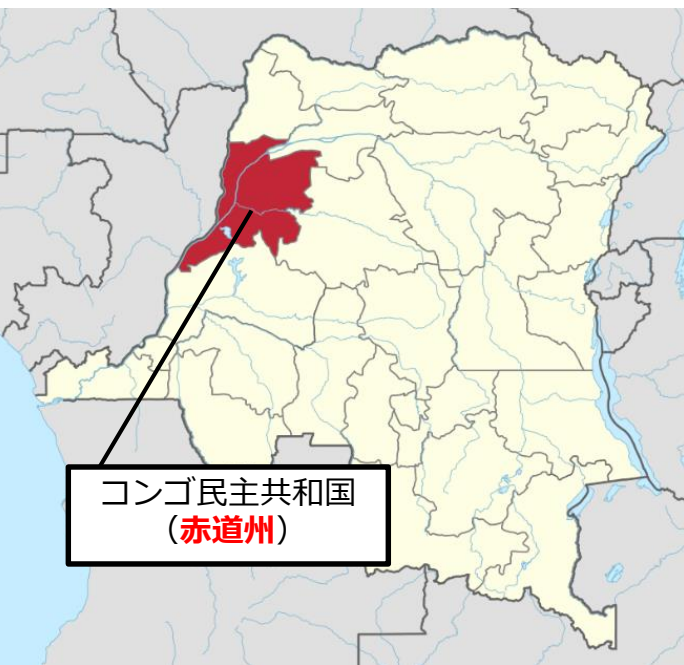
Quarantine Station, Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

コンゴ民主共和国赤道州で
エボラ出血熱が発生しています！

コンゴ民主共和国

に、滞在していた方は、
検疫官にお申し出ください。

※ 現地でエボラ出血熱患者などに接触した方は、検疫官に自己申告してください。



エボラ出血熱 は、ウイルスに感染した動物やヒトに接触することにより感染し、死亡率の高い (25~90%) 病気です。

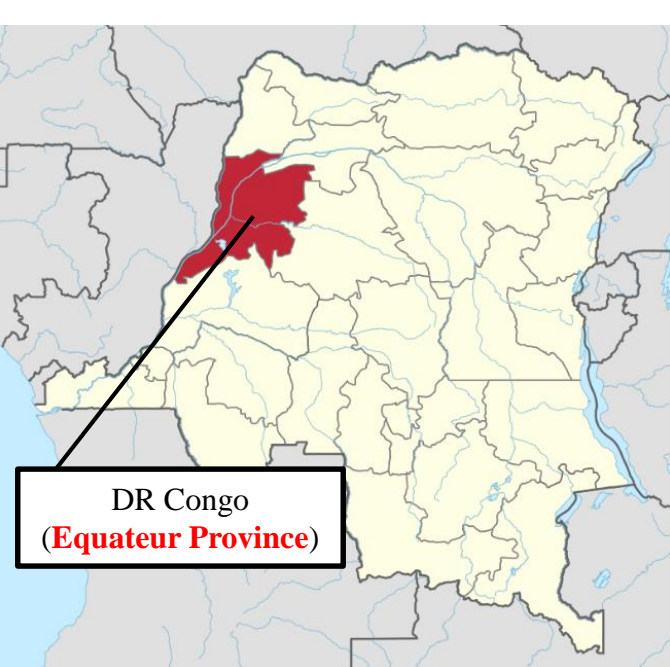
潜伏期間は、2~21日（通常は7日程度）で突然の発熱、疲労感、筋肉痛、頭痛、咽頭（のど）痛で発症します。それらに引き続き、おう吐、下痢、腎機能や肝機能の低下がみられ、進行すると全身に出血傾向がみられる場合もあります。



There has been an **outbreak** of **Ebola hemorrhagic fever** in
Equateur Provinces of
the **Democratic Republic of the Congo**.

If you were staying in
Democratic Republic of the Congo,
please report this to a quarantine official.

➤ If you have come into contact with, for example,
someone with Ebola hemorrhagic fever in one of those places,
be sure to declare this to a quarantine official.



Ebola hemorrhagic fever is a disease with a high mortality rate (25% to 90%). Infection is by contact with humans or animals that are infected with the virus.

The latency period is 2 to 21 days, typically about 7 days, after which fever, fatigue, muscle pain, headache, and throat pain develop suddenly. These are followed by vomiting, diarrhea, and decreased kidney and liver function, sometimes progressing to bleeding from the entire body.



Quarantine Station, Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan